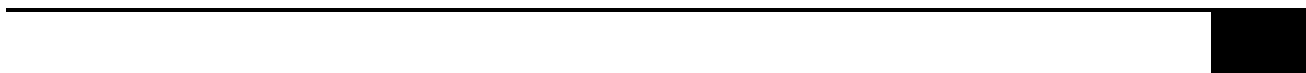




「地区公民館」から
「地域活動センター(仮称)」への移行について(案)

令和 6 年 7 月

川島町教育委員会



目 次

はじめに 地域活動センター（仮称）の設置コンセプト	P 2
1 地域社会の変化	P 3
2 地区公民館の現状及び課題	P 5
3 地区公民館の解体計画	P 6
4 地区公民館から地域活動センター（仮称）への移行	P 7
5 地域活動センター（仮称）の組織体制	P 9
6 地域活動センター（仮称）設置のスケジュール等	P13
7 Q&A	P14

地域活動センター(仮称)の設置コンセプト

地域活動センター(仮称)は、公民館に代わる

新たな「地域コミュニティづくり」のための拠点施設です

子どもたちが、10年後、20年後、30年後に、

地域に育ててもらって良かったなど

思い出を語れるような仕組みづくりを目指しています

そのために、まずは大人の皆様が

地域の中でイキイキと楽しみながら

ご自身のため、仲間のため、そして、地域のために

活動をしましょう

地域活動センター(仮称)は、

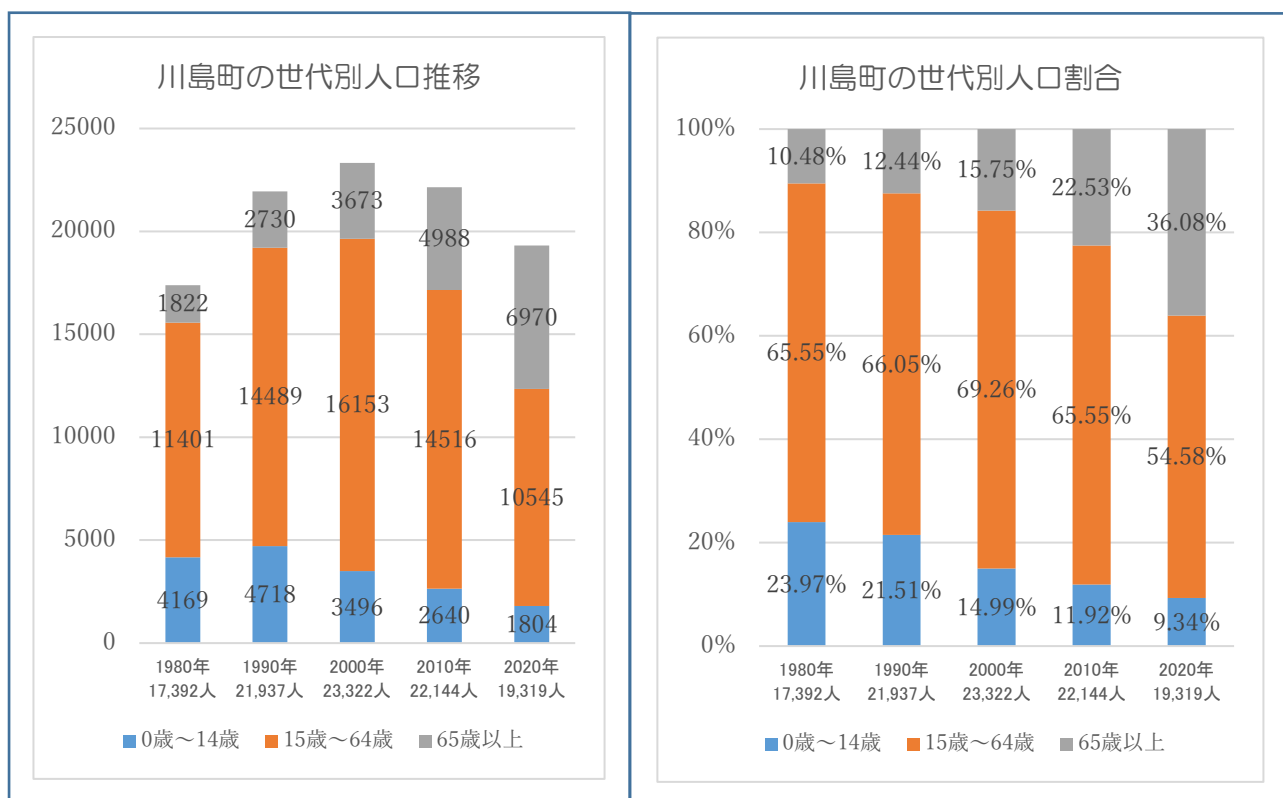
そのような皆さまの地域活動を積極的に支援いたします

1 地域社会の変化

(1) 少子高齢化と人口減少

少子高齢化は、川島町に限らず全国的な問題となっていますが、将来的に人口の減少、労働力の減少、経済の停滞、社会保障制度の維持が困難になる等の課題があります。

人口減少は、社会経済に大きな影響を及ぼします。また、若者の町外への流出や高齢化が進むことで、地域の活力や社会的なつながりが弱まることも懸念されています。



※統計かわじま(令和4年度版)より

(2) 退職年齢の引き上げ

近年の経済的な変動や年金制度の改革などにより、経済的な安定を確保するため、退職年齢の引き上げが行われています。他方で、人々の寿命が延びて健康で働ける期間が長くなったことや、仕事に対する情熱ややりがいを持つ人々が増えています。

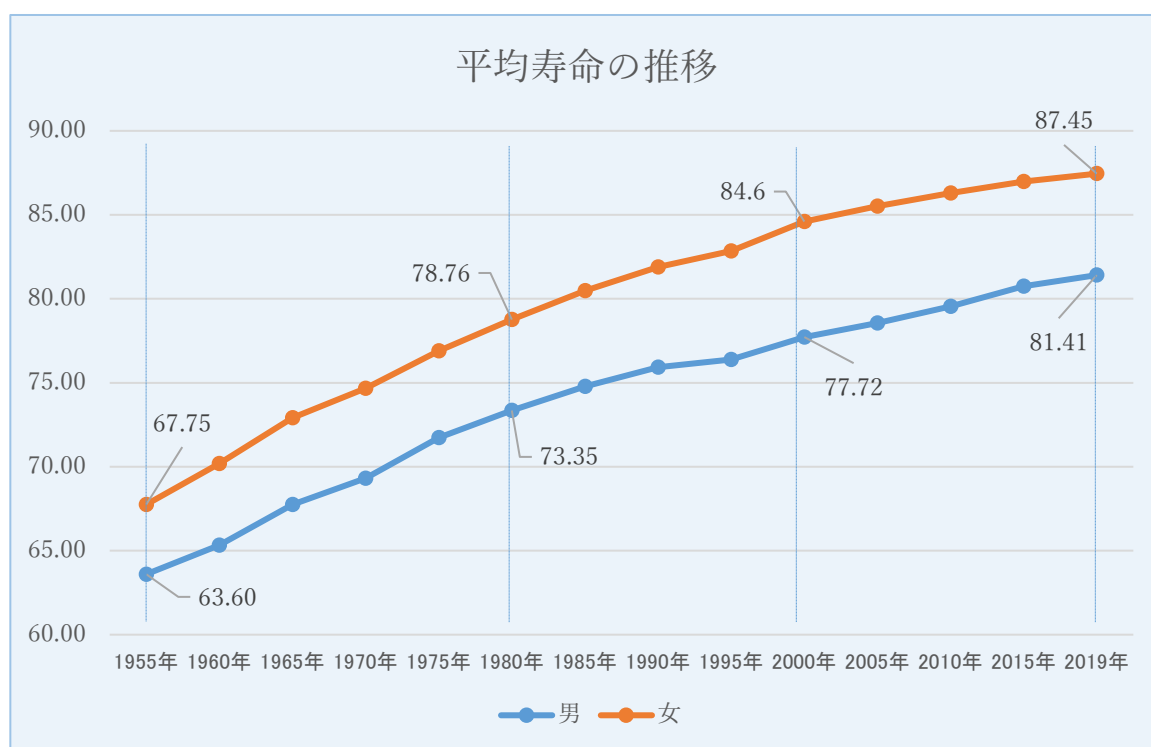
このような現象は、人々の地域活動に注力できるようになる年齢を遅らせることに繋がり、地域における各役員の選任を一層厳しいものになっていると考えられます。

地域社会の変化

【参考】

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 【昭和初期】 | 55 歳定年スタート |
| 【1980 年代】 | 55 歳から 60 歳定年に引き上げ（努力義務化） |
| 【1990 年】 | 定年後再雇用を義務化 |
| 【1998 年】 | 60 歳定年 |
| 【2000 年】 | 65 歳までの雇用確保措置（努力義務化） |
| 【2006 年】 | 65 歳までの雇用確保措置（義務化） |
| 【2013 年】 | 65 歳までの継続雇用を企業に義務化（対象：全希望者） |

※2025 年 3 月まで経過措置期間



※厚生労働省 HP より

2 地区公民館の現状及び課題

(1) 公民館関係団体の弱体化

地区公民館の運営を支える地域団体は、高度経済成長期以降、「集団」よりも「個」を重視する意識への変化が見られ、また、高齢化や少子化により地域団体の会員が減少しています。このような傾向は、コロナ禍の間、地域団体の活動が停止したことや、「人々が集まる」ことへの忌避意識により一層加速しています。そのため、地区公民館の関係(所属)団体は、減少・衰退傾向が見られます。

(2) 公民館長・主事の人選の難しさ

退職年齢の引き上げは、公民館長・主事の人選を難しくしています。これは、候補者の数が単純に減っているだけでなく、高齢になればなるほど、健康上・家庭上の理由等も考慮せざるを得ないからです。現在、地区公民館において、公民館主事(将来の公民館長候補者)の選任に苦慮していますが、このような傾向は令和元々ころから顕著に見られています。

また、各地区の公民館長は、事務作業を除いても年間 50 日以上、公民館長として活動されています。歴代の公民館長は、損得ではなく、ボランティア精神により各種取組を継承してこられました。高年齢者も「働かざるを得ない社会」では、地域のために全身全霊で注力する時間的・精神的な余裕がなくなりつつあります。

(3) 公民館委員制度維持の難しさ

上述した(2)と同様に、退職年齢の引き上げは、公民館活動を支え続けていただいた、各大字選出の公民館委員についても、万全な活動ができなくなりつつあります。地区公民館に関する制度は、地域住民が地域活動に参画していく契機となるという捉え方もありますが、長期的な視点に立てば、人選・運用はますます難しくなっていく可能性があります。様々な活動を行うには、協力者は必ず必要となりますので、そのあり方が問われています。

3 地区公民館の解体計画

(1) 建築基準法における耐震基準

1981 年の建築基準法の改正により、町内にある地区公民館（伊草公民館新館及び三保谷公民館は除く）は「旧耐震」基準の建物となりましたが、耐震診断の結果、基準を満たしていないことから、震度5以上の大地震では倒壊してしまう危険性がある建物とされています。



(2) 川島町公共施設個別施設計画

町では 2016 年に「川島町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設管理の基本方針を定めてきました。これに基づき 2021 年には、「川島町公共施設個別施設計画」を策定し、町内 62 公共施設の 2055 年までの個別の施設の状況に応じたあり方及び適正化に向けた、実現性のある取組について示してきました。

この中で、地区公民館など『耐震補強が実施されていない施設は、今後 10 年以内に他施設への移転・複合化等を図ります（既存の非耐震施設は除却）』と計画されており、これに基づき、利用者の皆様の安全性を考慮し、順次解体工事を実施しているところです。

2022 年	出丸公民館	解体工事実施
2023 年	小見野公民館	解体工事実施
2025 年	ハツ保公民館	解体工事実施(予定)
2026 年	中山公民館	解体工事実施(予定)
2027 年	伊草公民館(旧館)	解体工事実施(予定)

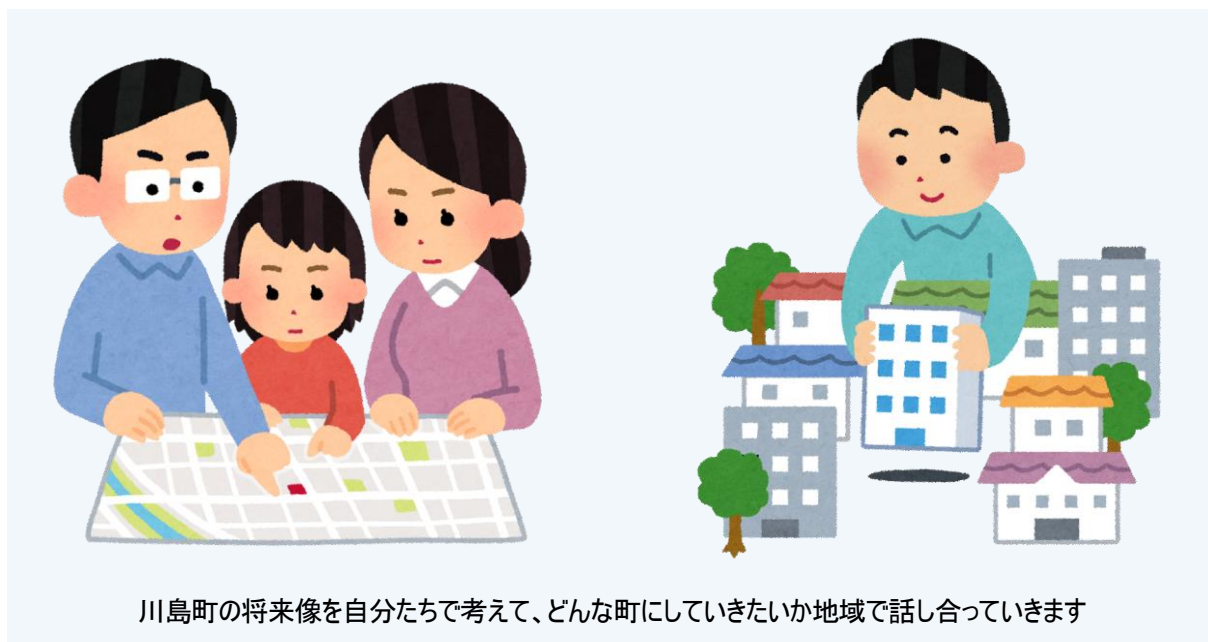
※令和 5 年度川島町総合振興計画・川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略実施計画調書より

4 地区公民館から地域活動センター(仮称)への移行

(1)地域のことは地域が主体的に考えて、地域で実現する

地域運営の一部を行政が代行することは、一定の効果はあるものの、結果的に地域の持つ力を衰退させることに繋がると考えられます。しかしその反面、地域のかたの力だけでは、様々な地域の課題を解決し、多様な活動を創出・維持していくことは難しくもあります。

このことから地域活動センター(仮称)(「以下「センター」という。)」は、地域の活性化に繋げていくために『地域の活動を支援・協力』していく組織を目指します。また、地域の自由な発想による活動を極力制限しないために、行政は地域の運営に直接関わるのではなく、「黒子」としての役割を想定しています。



川島町の将来像を自分たちで考えて、どんな町にしていきたいか地域で話し合っていきます

(2)公民館長の事務負担軽減

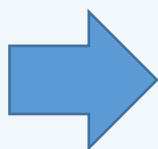
これまで、いわゆる公民館三大事業(盆踊り・体育祭・敬老祭)をはじめとした各種公民館事業については、主に地区公民館長・主事が中心となり計画立案から広報・事前準備や当日の運営を行ってきました。このような運営は業務の負担が顕著であり、前述した公民館長主事のなり手不足や公民館関係団体の弱体化と相まって、公民館の運営は限界を迎えつつあります。

地区公民館から地域活動センター(仮称)への移行

そのため、センターへの移行後は、特定の役職のかたに負担が過剰にかからないよう、地域社会の課題を住民の皆さんで検討し、地域に住む皆さんが主役となり運営していける体制を育てていくことを目指していきます。



公民館長・主事に集中していた業務の負担を
できるだけ分散させて



地域の皆さんが自由な発想で
意見を出しながら、決定・実行していく

(3) センター設置に向けた検討会議の実施

これらの課題解消に向けた調査・検討をするため、令和 3 年度には公民館長・主事を中心とした『公民館のあり方検討会』をスタートさせ、令和 5 年度には公募委員、識見者、関係団体を中心とした『川島町地域活動センター(仮称)検討委員会』などを開催し、センター設置に向けて、どのような体制を構築していくべきか等の検討を重ねてきました。

ここで、センター設置に向けた概要や方向性が決定したことから、地域説明会や町民コメントの募集などを実施することで、町民のかたからの意見をいただき、本案の方向性の修正や再検討を行っていきます。

5 地域活動センター(仮称)の組織体制

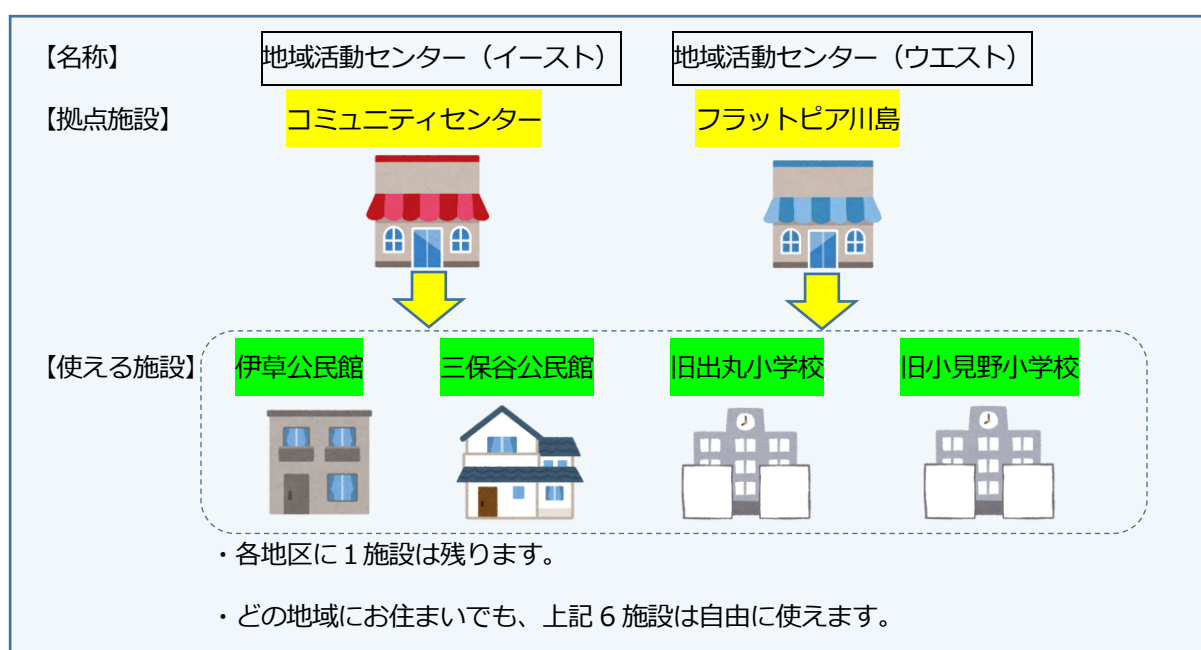
(1)活動拠点はコミュニティセンターとフラットピア川島

これまで 6 地区(6 公民館)として活動していましたが、センターへの移行にあたり、町を東エリア・西エリアに再編し、それぞれを「地域活動センター イースト」「地域活動センター ウェスト」(いずれも仮称)を設置します。

東エリアは、三保谷・出丸・ハツ保・小見野地区とし、活動拠点はコミュニティセンターとします。また西エリアは、中山・伊草地区とし、活動拠点はフラットピア川島とします。

なお、現在使用している伊草公民館(新館)、三保谷公民館、旧出丸小学校・旧小見野小学校は、引き続き使用することができますので、6 地区それぞれに 1 カ所、使用できる施設は残置されます。各施設の利用については、在住地域に限定されず、だれでも自由にご利用いただけます。

【イメージ図】



センターには役場職員を配置し、主に施設管理や施設利用団体の調整のほか、地域コミュニティづくりのための活動拠点施設として、活動支援を行います。

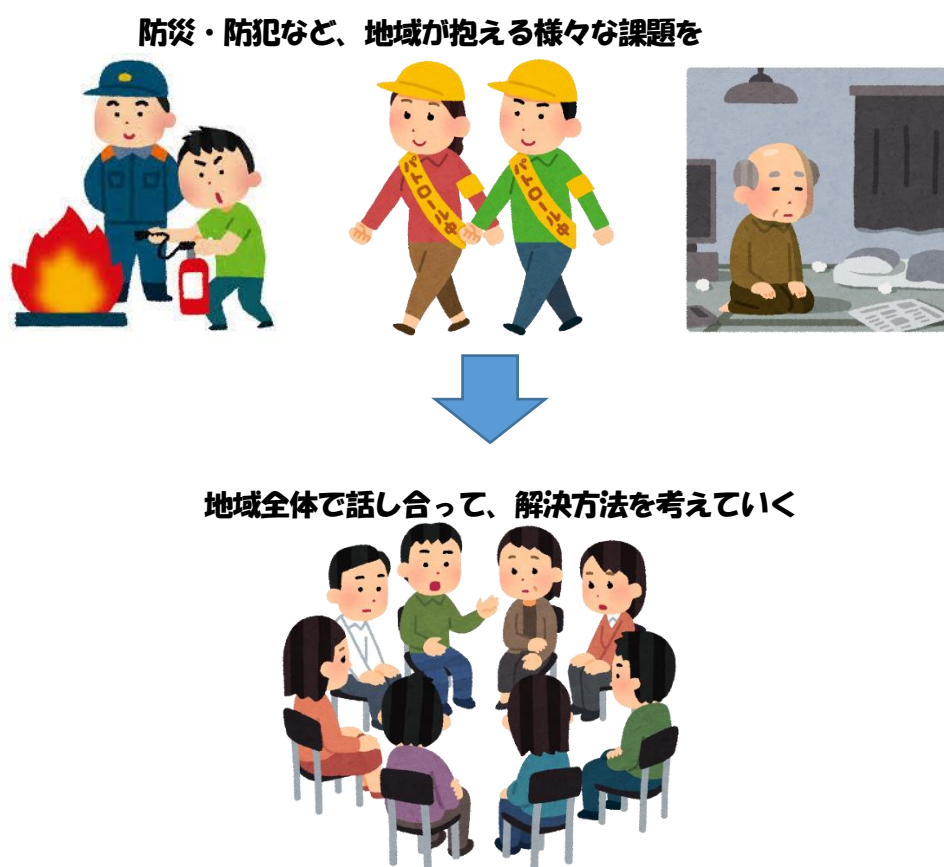
- ① 行政・地域・住民をつなぐ(生活の困りごとの相談窓口・居場所づくりの支援など)
- ② 住民活動支援(サークル活動などの情報発信・支援など)
- ③ 人材を育てる(ボランティア団体の支援、育成など)

地域活動センター(仮称)の組織体制

(2)実施主体として「まちづくり協議会(仮称)」を設置

地域課題を顕在化させ、その対応方法等の検討をするための組織として、『まちづくり協議会(仮称)』を設置します。

まちづくり協議会には全体会と専門部会を置き、全体会では、地域の課題などを話し合い、原因などを明確化したうえで、その対応方法などを検討します。全体会は年4～5回程度開催し、地域課題の解消に向けて迅速に対応していきます。



【まちづくり協議会の概要】

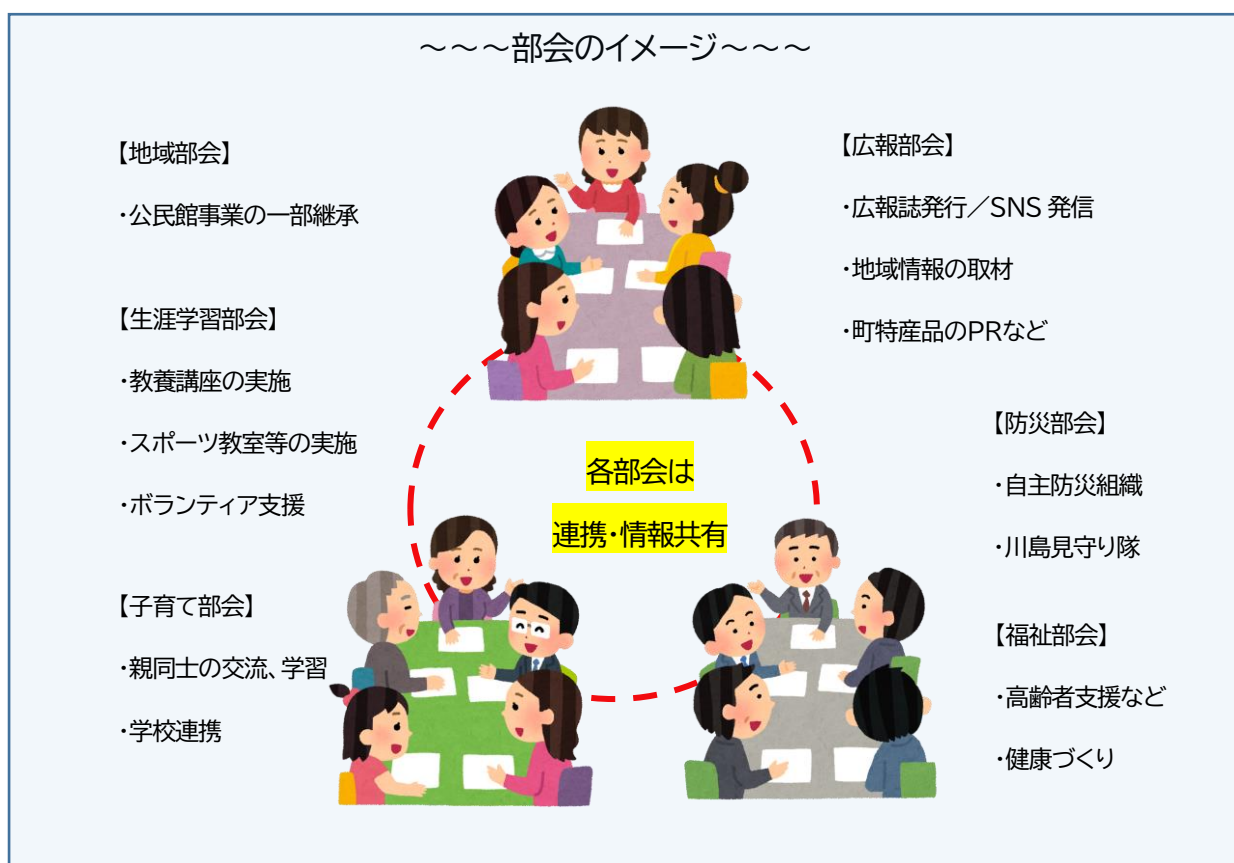
- ・協議会の自由な発想による活動を妨げないよう、協議会は行政組織ではなく、「住民組織」として設置します。
- ・協議会の構成員は、後述する各部会の代表者と、地域活動推進員(各センター1名)とします。
- ・町は、協議会の活動支援として、運営費などを補助します。

地域活動センター(仮称)の組織体制

(3) まちづくり協議会の中に全体会と専門部会を設置

現在の専門部会案として5～6部会を設置し、相互に連携しながら地域課題の解消に向けた検討を行います。部会については案となっていますので、随時追加や再編成をしていきます。

全体会は、各部会の代表者などにより組織し、全体が連携・情報共有することで、スピーディーな課題解消に努めていきます。



【各部会の構成員】(案)

地域住民の皆様 / 現地区公民館長 / 区長 / 民生・児童委員 / 社会福祉協議会
民間企業 / 小中学校 / スポーツ推進委員 / 消防団 / 公募委員 / ボランティア
各種団体長 / 役場各課職員など

(4) 全体会・専門部会の事務をサポートする地域活動推進員を配置

全体会・専門部会の運営にあたり、センター職員と調整を行ったり、資料作成などの文書作成や印刷業務などの事務を専門で担う「地域活動推進員」を配置します。

地域活動センター(仮称)の組織体制

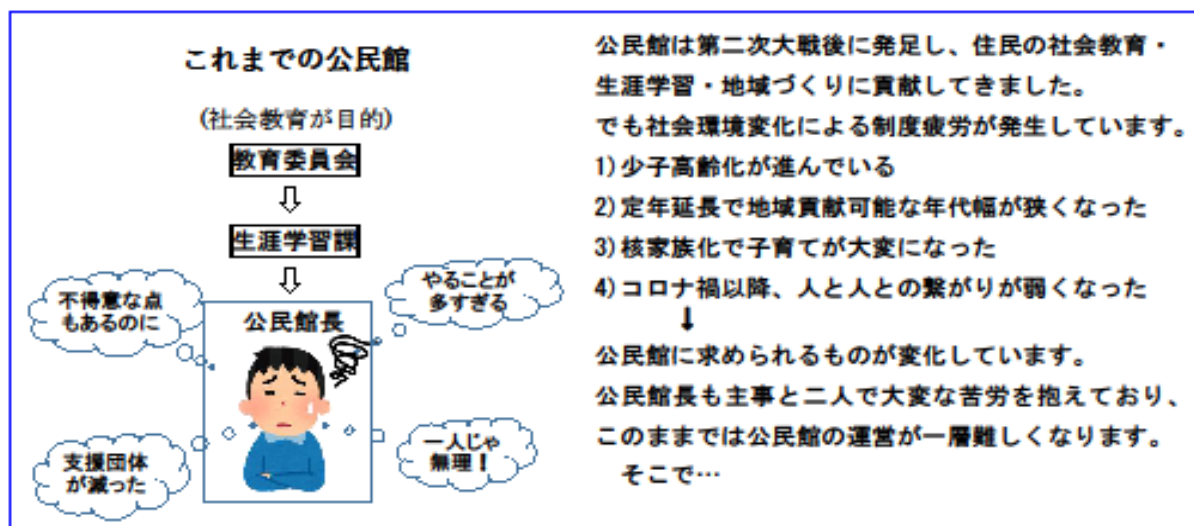
【参考】5月・6月開催

地域説明会資料を基に作成

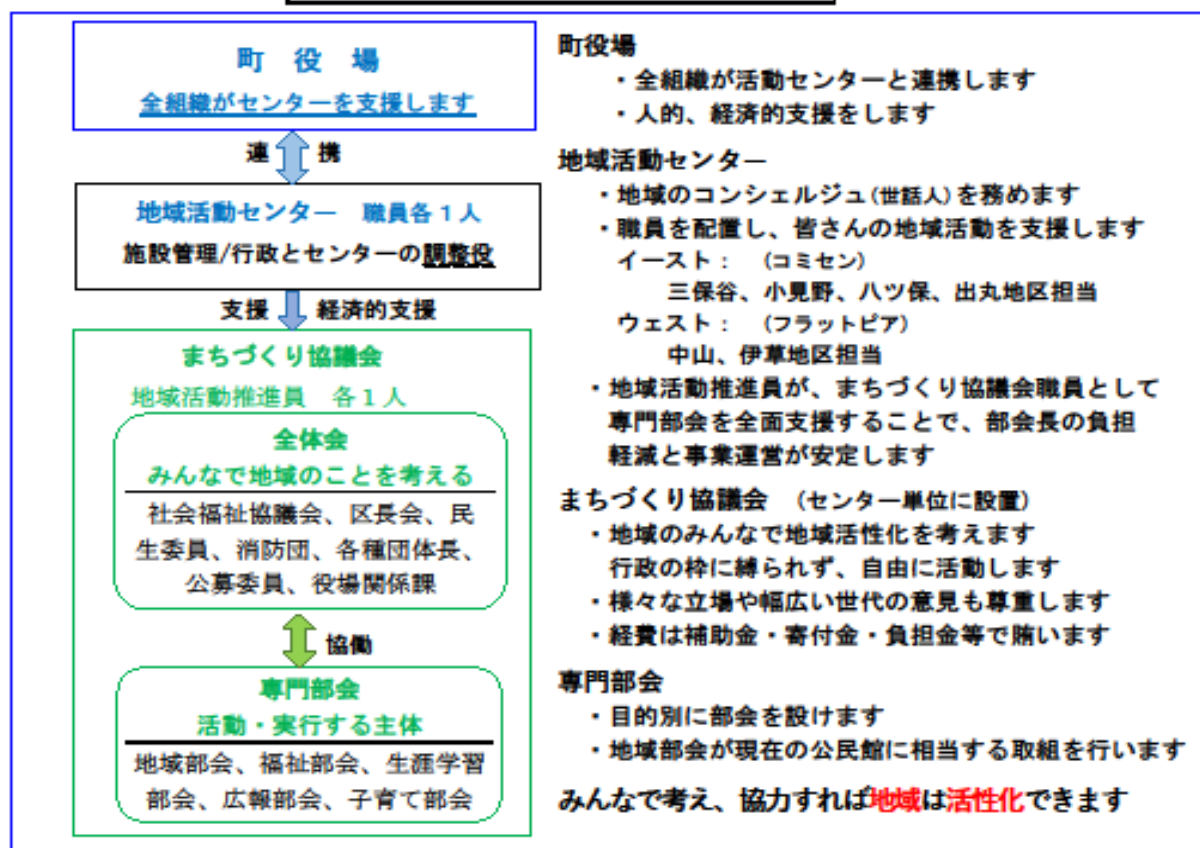
みんなの力で地域を元気にしよう

公民館は地域活動センター（仮称）に生まれ変わります！！

(地域の活性化が目的です。皆様の力をお貸しください)



地域活動センターにみんなの力を結集！！



地域の皆さんが自由な発想で意見を出しながら、決定・実行していく仕組みづくりです

6 地域活動センター(仮称)設置のスケジュール等

(1)センターの設置

令和7年4月1日からの開設を目指し準備を進めているところですが、令和6年5月から6月にかけて地域説明会を開催し、7会場299人のかたにご出席いただきました。

また、町民コメント制度による意見募集を実施し、地域の皆様からのご意見をいただきながら、センターの設置に向けて進めてまいります。いただいたご意見等については、検討委員会において再度協議します。

(2)地域活動センター準備会の設置

令和7年度中に実施する事業計画などを検討するため、センターの設置に先駆けて、令和6年8月より「川島町地域活動センター(仮称)準備会」を設置します。設置にあたっては、町ホームページや広報誌等で委員の募集を行っています。

センターの将来像を町民の皆さんと行政で共に考える大切な準備会ですので、ご興味のある方については是非ともご参加ください。

(3)まちづくり協議会スタッフの募集

地域のことを真摯に考え、実行することができるかたが必要となりますので、(2)と同様に、まちづくり協議会スタッフの募集を行います。

地域活動センターの設置は行政になりますが、まちづくり協議会の運営は町民の皆様が主役になります。まさに、「地域づくりの主役は、町民の皆さん」ですので、ご協力をお願いいたします。



7 Q&A

Q これまで公民館を利用してサークル活動をしてきましたが、センターに移行したら、利用できる施設は少なくなってしまうですか？

A 今後は、中山公民館、伊草公民館(旧館)、ハツ保公民館は解体していく予定でいますが、各地区に1施設は残していく予定です。また、お住まいの地域に関わらずどの地域の施設でも利用できますので、すぐに使える施設が少なくなってしまうことはありません。

Q これまで公民館施設の会議室などを使用したい場合は、公民館長に電話などをして予約をしていましたが、センターに移行したら、予約方法は変わりますか？

A 予約の受付は、オンラインでの予約を基本とする考えでいますが、センター窓口での直接予約も可能です。オンライン

予約が不安な方には、職員が丁寧にご相談に応じますので、ご安心ください。なお、施設の空き状況の確認や仮予約は、24時間いつでも行うことができます。



Q 公民館は、特に申請書などを記入しなくても使用できましたが、コミセン、フラットピアなどは申請書を記入して許可証を受け取り使用しています。今後はどのようなになりますか？

A 施設の適切な管理や入館者の安全管理の面から、すべての施設で申請をしていただく方法にしていく予定です。ご不便をお掛けすることとなりますが、ご理解をくださいますようお願いいたします。

Q 公民館は使用料がありませんでしたが、コミセンやフラットピア、廃校施設などは、使用料を納めて使用することとなっています。使う施設によって使用料に違いがありましたが、今後はどうなりますか？

A 使用する施設によって使用料に違いがあり、原則は有料で使用していただく予定ですが、まちづくり協議会(全体会・専門部会)の活動にご協力いただける団体については、使用料の減免措置を行う予定です。

Q&A

Q センターになったら、自由に勉強したり遊んだりできるような、予約なしでも使えるような場所(フリースペース)があると便利だと思いますが、設置する考えはありますか？

A 地区公民館のあり方に関するアンケート調査を実施した際に、『予約なしで使えるフリースペースが欲しい』との回答が 50%を超える結果となりましたので、センターに移行した際には、いつでも誰でも自由に使用できるフリースペースを確保できるよう検討します。



Q これまで公民館が開催していた盆踊りや敬老祭などは、地域活動センターになっても続けられるのでしょうか？

A 地域活動センターになっても、地域の皆様が続けたいと考える事業については、地域が主体となって続けられればと思います。その際は、日時・場所・内容などは例年どおりの開催方法ではなく、地域の皆さんで自由に考えて自由に開催することも可能です。

川島町教育委員会 生涯学習課

住 所 〒350-0192

比企郡川島町大字下八ツ林 870-1

T E L 049-299-1711

F A X 049-297-8410

E-Mail syougai@town.kawajima.saitama.jp